

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の 在り方等に関する有識者会議（第7～9回）における主な意見等

（※令和3年12月に取りまとめた「論点整理」の各論点に沿って意見等を整理したもの。）

① 特異な才能を有する児童生徒が学習活動に困難が生じている場合の対応策

（教室・学校内での対応策）

- ・ 当該児童生徒が通常過ごす教室の中で困難を解消する方法にはどのようなものが考えられるか。例えば、
ア 授業における教材や指導方法の工夫はどのようなものがあるか。その際、特別の支援を必要とする児童生徒に対する配慮や支援の考え方のうち、有効な知見はあるか。

- 主体性に配慮した学びを行うことで、才能のある児童への指導・支援も別枠ではなくインクルーシブに行われることは、SEM（全校拡充モデル）と理念、方法の共通点がある。例えば、自由に行った研究の成果発表は、発表者にとってはタイプⅢの拡充に、他の児童生徒にとってはタイプⅠの拡充に当たる。
- 特異な才能がある人たちを特異な場で支援することだけに集中すると、むしろ偏見や差別の火種になってしまうのではないかということを危惧する。インクルーシブな教育の中で、多様な個性が生きるような教育の文化・土台ができてはじめて、特異な才能を特別な場で育てる土壌ができるのではないか。多様な子供が同じ場で各々の個性を発揮する教育は、その土台作りに当たっては必須のプロセスであると感じた。
- まずは授業の改善により、授業が簡単すぎてつまらないといった学習上の困難を抱える子供も含めて楽しめるような授業設計をしていく必要がある。例えば、これまでの授業は、どちらかというレベルを落として自力で問題を発見する形の授業が行われてきたが、既に分かっている子供からすると退屈な授業になり、改善が必要。
- 先取り学習で先に進んでいる子供でも、概念的な理解までできているとは限らず、そのことを教師・児童生徒共に自覚できるよう、改善を図っていく必要があるのではないか。

イ 個に応じた指導の在り方は改善の余地があるか。

- 現行学習指導要領には、ガイダンスとカウンセリングの規定や、学習指導要領に示されていない事項を加えて指導すること、生徒自らが学習課題や学習活動を選択する機会を設けること、個に応じた指導を充実することなどの規定があり、特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援を受け入れる土壌が既にある。また、1人1台端末の活用により各々の多様な学びを許容しやすくなってきている。
- 子供たちの学習進度や興味・関心等に応じた自由度の高い学習を授業全体の2割程度行うと、多くの児童生徒の学習意欲が向上し、積極的・自律的に学べる。このような学習を行うことで、教師の意識も変わり、残りの通常授業の教材や指導方法にも影響がある。なお、この割合を増やしすぎると子供も疲れるため、どのような割合にするかは研究が

必要。

- 異学年での学習について、小学校の場合、2、3学年違うだけで異なる環境が生み出せる。中学校や高等学校の場合にはそれぞれ3学年しかなく、学年の幅が狭いが、中高一貫校であれば6学年あるので対応可能なこともある。なお、数学年という幅を超えるほど才能が突出している場合は、別途検討が必要。

・ 学校において、教室以外で学習できる場を確保する方法にはどのようなものがあるか。

- GIGA端末を活用し、一部の時間だけは校内の別室で、そこから外部をオンラインで繋ぐ（例えば数学に特異な才能がある児童生徒は、数学の時間は別室で、その他の時間は教室で行う）という形が、合理的配慮の一つとしてあり得るのではないか。

(学校外での対応策)

・ 当該児童生徒が学校外の学びの場を活用して困難を解消する方法にはどのようなものが考えられるか。例えば、
ア 学校外の学びの場を提供する団体等を拡大し、質を保障する観点から、学習面からみた支援策等をどう考えるか。

- 学校だけでは収まりきれない児童生徒に対しては、学校外の場を用意する必要がある。< 授業中の学校外プログラムへの参加については、異なる立場からの意見があった。 >
 - ・ 才能があり優秀であるというだけに加え、それにより困難を抱え、普段の授業に適応できていない子供に対しては、授業に代わる形で学校外のプログラムに参加することを認めることも含めて議論を行うべきではないか。
 - ・ 学校外の場は、あくまで土曜日などの教育課程外の学びとすべきであり、普段の学校の授業を受けずに学校外のプログラムに参加し、それをもって教育課程を満たしたとすることは、誰が判断するのか、内容の確認をどのように行うのかといった点も含めて、非常に難しいのではないか。単純に子供の満足度をより高めるために、学校外の学びに参加することを安易に認めてしまっても良いのか。
- 教科の内容も突き詰めると、議論しながら学ぶような深い「学問」に結びつく。そうすると、小中高大という学校段階は融合してくる。さらに、例えば大学の研究者や芸術家などと遠隔で繋がり、共に創造していくような環境を作っていくことも考えられる。
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対するプログラムを、一度に多くの人数に対して行うことは難しく、少人数で行われている。
- 学校と既存の学校外プログラムとの公正な連携の在り方について配慮すべき。具体的には、参加する児童生徒のレディネス（現状の能力や意欲）に家庭の教育格差が反映されることや、障害を併せ有する児童生徒が公正にアクセスできるかということ、学校外プログラムのキャパシティが不足していることがある。

- 大学が行う特定分野に特異な才能のある児童生徒に対するプログラムで、大学生が子供たちに関わることは、大学生の学びや専門性の活用・向上にもつながる。
- 学校外プログラムを広く拡大すると、参加前や修了後に、AO入試などの受験対策や海外留学の材料として利用されるというネガティブな問題が生じる可能性もあり、国の予算を投じて教育して良いのか、教育格差に繋がらないかという懸念もある。

イ 特に義務教育段階においては、社会性の育成を含む包括的な教育の提供という学校の役割も踏まえつつ、学校外の学びの場における成果の把握も含め、学校や教育委員会との連携をどう考えるか。

- 発達の段階に応じて、介入や支援の違いがある。例えば、義務教育段階では、子供一人で遠方まで移動することが難しい。
- 仮に通常の教室以外の場で学習を行うことを認めていくのだとすると、「出席」について現在とは異なる形を考えていく必要がある。その際、何をもって出席したことになるのか（オンラインや学校外で学習を行っていることや、意欲・態度面も含む。）ということについての要件や、学校が判断するのか教育委員会が判断するのかということ、具体の例を挙げながら整理し、基準を設定していく必要があるのではないかと。
- 現状では、現場の柔軟な運用の中で別室登校の児童生徒が出席になっていたり、フリースクールで学習した児童生徒が出席扱いになっていたりすることもあるが、その際の学習の質の保障はされていないこともあり、外部のリソースも含めて考えていく必要がある。

ウ 高等学校段階における学校外学修の単位認定や大学の先取り履修、大学飛び入学などの既存制度をどのように活用するか。

- 高校と大学の各学部とが連携し、生徒が大学の研究室の指導の下で課題研究に取り組んだ場合、生徒がその研究室を進路として希望するようになり、大学にとっても連携のインセンティブとなる。

(既存施策の活用策)

- ・ 特定の分野・領域に焦点を当てた学校の取組の支援や、優れた才能を伸長するための支援に関する既存の施策をどのように活用するか。

- ジュニアドクター事業やグローバルサイエンスキャンパスは、様々な大学等と連携し、才能のある子供たちに対するレベルの高い専門的な学習支援が行われ、満足できる活動が提供されている。また、受賞など様々な成果も出てきている。
- ジュニアドクター事業について、特に義務教育段階の児童生徒は移動の範囲に限られるため、オンラインで繋がるだけではなく、各都道府県に一つ程度拠点があって、相談に行ける場所があると良い。

(障害を併せ有する場合の対応策)

- ・ 特に、才能と障害を併せ有する場合の対応としてはどのようなものがあるか。

- 才能と障害を併せ有する子供を2Eとして特定し、別途特別な指導を行ったり、困難に応じて集団を分けたりするのではなく、才能にも障害にも応じた個別最適な学び、主体性に配慮した学びをインクルーシブな形で行うべき。この発想は、通級指導教室や特別支援学級でも共通するもの。なお、主体性への配慮と同時に障害の特性に応じた固有の合理的配慮が必要になる場合もある。

② 特異な才能を有する児童生徒が学校生活に困難を感じている場合の対応策

(教室・学校内での対応策)

- ・ 当該児童生徒が通常過ごす教室の中で困難を解消する方法にはどのようなものが考えられるか。例えば、
ア 学級経営・生徒指導・キャリア教育等に関する方策としてどのようなことが考えられるか。

- 多様な個々人の成長・発達を阻害しない範囲で、集団としての社会性や人間関係を育んでいくにあたって、同年齢で構成される学級の存在は重要。
- 学級担任は、学級経営・生徒指導・キャリア教育の中核に位置し、多様な子供たちを包摂して理解する必要がある。生徒指導ではなく生徒支援の発想に立った学級経営が重要であり、その質の向上のためには、多様な子供の特性理解を含めた教員研修の枠組みが必要。
- 小学校におけるクラブ活動については、異年齢活動や異年齢学習としての意義が非常に大きく、その点から改めて活性化できるかもしれない。
- 人間が生きていく上で、親以外の誰かとつながっている・学んでいるということは、子供たちの自立にあたって大切な機会であり、多様な人と関わるコミュニティーとして学校という場所が機能していくということは大切。学校は子供たちにとっての大切な伴走機関である。
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒のキャリア形成に当たっては、多様な学びを蓄積し、振り返り、自己効力感の向上につなげていくため、ポートフォリオとしてのキャリア・パスポートの活用が有効。教師や友人との対話を行っていく中で、各々の学習経験の価値づけが行われ、キャリア形成に繋がっていく。
- 才能のある子供に対するキャリア教育を行うに当たっては、周囲からの期待に合わせてしまわないようポジティブな役割を与えること、自己尊重ができるようにすること、現実社会でのオーセンティックな学びを行い学習と職業の繋がりを理解させること、子供の興味・情熱の方向性を尊重することなどの手立てが有効と考えられる。

イ 適切なサポートを受ける形で困難を解消できる方法はないか。その際、特別の支援を必要とする児童生徒に対する配慮や支援の考え方のうち、有効な知見はあるか。

- どれほど教育のユニバーサルデザイン化が行われても、はみ出てしまうこともあるため、そうした子供に対する備えが必要。ユニバーサルデザインの中だけでは難しい場合には、本来特別支援教育が担うべきと考える。
- 全ての児童生徒に対して、色や感触など、環境への配慮は重要。
- ある子供に適した特定の時間や特定の場を新たに設けることをきっかけとして、逆に学習の内容・方法の吟味がなされ、学習内容・学習方法が変わるというプロセスの順序性も興味深い。

・ 学校において、教室以外で安心して過ごせる場を確保する方法にはどのようなものがあるか。

- 不登校になってしまった子供の備えとして、学校内の教室以外の場所に居場所を設ける取組は大事だが、そのためには人と予算が必要。
- 生徒を受け入れケアをすることで安心できる場を作ると同時に、個別支援計画を立てることにより、学習保障を行い生徒の成長を支援することも重要。

(学校外での対応策)

・ 当該児童生徒が学校外の学びの場を活用して困難を解消する方法にはどのようなものが考えられるか。例えば、
ア 教育支援センター等の学校外の学びの場を提供する団体等における集団での生活に向けた支援策等をどう考えるか。

- 特定分野に特異な才能のある児童生徒やその保護者にとって、学校でも家庭でもない場所としてNPOや諸機関の果たす役割は大きい。とりわけ、オンラインの活用により、これまで課題であった地域の偏りの問題にもある程度対応できているのではないか。
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒が不登校に陥る前の早期の段階から、学校外のプログラムも併用しながら学校に通うような形が可能であり、それを目指すべきなのではないか。
- 学校との多様な連携先を用意することで、子供の発達の特性や突出した才能を見出せる可能性が大きくなり、子供や保護者のニーズに対応できる。
- 学校外における学びを行う上では、学校とコミュニケーションを欠かさず、子供たちの学習に伴走していくことが大切。そのためには、学校と学校外の団体がケース会議を共に行うなどの方法が考えられる。
- 都会ではフリースクール等が充実しているが、地方にはほとんどないため、地方においては学校がより一層重要な資源になっている。

- 授業が易し過ぎて苦痛で、その結果不登校になってしまったような児童生徒は、学校や教育支援センターなどにも行けていないことが多いのではないかと。これらの子供に注目した支援を行うためには、フリースクールなどと連携していく必要があるのではないかと。具体的には、学校外の学びの場の実践を蓄積し、それを踏まえ、学校や教育支援センターにつないでいくモデルを作っていく必要があるのではないかと。
- 学校外の学びの場において、特異な才能を持つ子供たちの見だしや支援が行われる際、学校で扱うことも難しい繊細な個人情報に触れることもあるが、その情報を公教育に繋げていくことで、公教育でも支援がしやすくなるのではないかと。

(障害を併せ有する場合の対応)

- ・ 特に、才能と障害を併せ有する場合の対応としてはどのようなものがあるか。
- 才能と障害を併せ有する子供を2Eとして特定し、別途特別な指導を行ったり、困難に応じて集団を分けたりするのではなく、才能にも障害にも応じた個別最適な学び、主体性に配慮した学びをインクルーシブな形で行うべき。この発想は、通級指導教室や特別支援学級でも共通するもの。なお、主体性への配慮と同時に障害の特性に応じた固有の合理的配慮が必要になる場合もある。(再掲)

③ ①及び②を可能とするために必要な環境や体制

(才能や特性の見だし)

- ・ 各教育現場において児童生徒の特異な才能や認知の特性、学習の特性等を見だし、適切な指導・支援を講じられるようにするために、どのような方策があるか。その際、困難の有無に関わらず広く才能や特性等を見だす方策について検討する必要があるのではないかと。

<子供の特性の把握>

- 子供の認知・学習の特性を把握し、フレームを作って対外的に見える形にすることは、それに基づいた適切な指導・支援方策を検討したり、適切な外部機関に繋がったりできるため有効。また、特性の可視化によって子供たちが自分自身を知り、環境との関わり合いの中で自分の人生をどう生きていくかを知ることにも繋がる。このフレームにより発現する特性は固定的なものではなく、子供の特性や能力の変化によってブラッシュアップされていくもの。

<プログラムの目的に応じた才能の見だし>

- 国のレベルで特異な才能についての一律の定義を置き、その定義を満たすことをもって、ある子供が才能児か否かを認定するというを行うべきではない。一方で、個別のプログラムごとにその目的に照らした基準(才能の識別)は設けられて然るべき。
- 一律の適性検査等により、一度で自分にとって何が向いているのかが分かるわけではな

く、実際に参加してみるという経験の中で徐々に見いだして決定していけるようになるもの。

- 主体性に配慮した学びにより、子供は自分で興味や能力、スタイルに合う学びの内容、方法を主体的に見いだすことができ、あらかじめ才能の特性をスクリーニングしておく必要はない。その結果、子供が主体的に学ぶ力、大人になっても生きる力を養うことができる。
- 早期に探究学習に触れ、自分で考える力を身につけることは大事であり、プログラムに応じて、特定分野に得意な才能のある児童をどのように発掘して認定するかということが重要。

(教育委員会・学校関係者の理解啓発)

- ・ 特定分野に特異な才能を有する児童生徒に対する教育委員会・学校関係者の理解を促進するために、教員研修における取扱いなど、どのような方策があるか。
- 才能教育に関して、教員養成における既存の実践を積み重ねていくことで、日本の風土・子供たち・社会に合った教員養成のモデル・カリキュラムを作ることができるのではないかな。
- 学級担任は、学級経営・生徒指導・キャリア教育の中核に位置し、多様な子供たちを包摂して理解する必要がある。生徒指導ではなく生徒支援の発想に立った学級経営が重要であり、その質の向上のためには、多様な子供の特性理解を含めた教員研修の枠組みが必要。(再掲)
- 教師が理解はしても、支援が追い付かないことにならないよう、リソースの拡充が必要。

(学校の体制強化)

- ・ 学校において特定分野に特異な才能を有する児童生徒に対する指導・支援を行うに当たって、学校や教育委員会に対してどのような支援や体制整備が必要か。
- 現行の学習指導要領の枠組みの中でもできる範囲であれば、モデル化するまでもなく、各学校でどんどんやってほしいのだが、教師の負担の問題がある。
- 個々の子供の多様なニーズに対応するためには、個別対応が必要になり、時間や労力が増す傾向にあるため、取組を持続可能にしていくための方策を考えることが重要。特に、支援の時間的見通しが立ちにくい場合もあるが、国や自治体の事業で公費も活用して支援をしていく仕組みを作っていくことが重要。
- 教師と児童生徒だけではなく、養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど、医療・福祉・心理など別の視点から児童生徒に関わり、教師に伴走しながら助言を行うような支援職の存在が重要であり、今後一層充実していく必要がある。
- 教師には異動があることを踏まえても、外部人材の活用も重要。
- 特異な才能のある児童生徒に対する支援施策を自治体ごとに行うと、予算に余裕がある

自治体ではできても、沿岸部・島・中山間地域などでは非常に困難。そこで、複数の自治体がシェアする形で公的な施策を行っていくことが重要。例えば、都道府県教育委員会単位で多様な学びをコーディネートする場が必要ではないか。

- 特定分野に特異な才能のある児童生徒の支援を行うに当たって関わるメンターは、必ずしも当該特定領域に専門性を持っているというわけではなくても、子供と伴走したり、メンター同士で協力し合って問題に寄り添って共に解決していくようなスタンスで関われば良い。例えば教育大学の学生などは、そうしたモチベーションが高く、共に成長していくことができるため、手伝っていただくのが良いのではないか。

(学校外の学びの場の促進方策)

- ・ 地域ごとに学校外（地域の専門家、大学、民間事業者等）の学習を支援するリソースが偏在していることを前提として、学校外の学びの場を活用しやすくするために、どのような方策があるか。例えば、
 - ア 既存の学校外の学びを提供する主体の情報を、どのように集約し保護者や子供に提供すればよいか。
 - イ 児童生徒の才能や興味・関心の方向性を生かした、学校外の学びの場とのマッチングやコーディネートをどのように行えばよいか。

- オンラインの活用により、検索性が上がったたり、相談がしやすくなったり、短期の取組も含め様々な形態の取組がやりやすくなったりし、取組の持続可能性が高まるのではないか。
- 各地で行われている特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援の既存の取組に関する情報（プログラムの目的に応じた才能の識別方法や、指導・支援のノウハウを含む。）を集約し、普及していくようなプラットフォームや、支援を行うに当たっての拠点を作ることも考えられるのではないか。

(保護者へのサポートと社会に対する理解啓発)

- ・ 特定分野に特異な才能のある児童生徒の保護者へのサポートや社会の理解を醸成していくために、どのような方策があるか。
 - 特異な才能のある児童生徒への学びの場への誘い出しを行うことは最も難易度が高い部分。学校の教師から保護者に相談してつながるケースや、保護者が検索して見つけてくるケースがある。保護者のメンタリングや伴走を続けることも重要。
 - 教育委員会や学校が主体となって対応策を考える際に、保護者も参画して情報共有や意見交換ができる仕組みが作られることが重要。
 - 子供の特性を、保護者が常に説明し続けなければならないのが現状。そのため、子供の特性についてまとめるポートフォリオを学校が作成し、その作成に当たって保護者も参画していくという方策があり得る。なお、そもそも親の理解が得られていない場合の方

策についても考えなければならない。

- 学校に直接相談するのは困難であることもあるため、教育委員会や教育センターの中に、保護者が相談し、必要な情報やサポートを提供できる機能があれば良い。

(施策の普及方策)

- ・ 先行的な優れた実践を、全国に普及させていくための方策として、例えば、国において、教育委員会の規模や立地にも留意しながら実証的な研究を行い、好事例を蓄積していくことについてどう考えるか。

- 先行的な実践における教材・学び方・環境・道具・人・コミュニティーなどについて、日本全国にどのように展開していくかを、会議において議論したい。
- 才能のある子への指導・支援を包摂する個別最適な学び・協働的な学びは、教育課程を見直さなくても、どの学校でも開始できる。そこで、文科省においては、既に多様な実践を進めている学校や、そのような実践に新規に取り組む学校を指定する予算事業を行うことが必要。予算事業において、教師の負担増にならないような実践を開発し、実践モデルをウェブ等で情報発信することや、教育委員会において支援を行うことを通じて、全国に取組を広げていくことが重要。
- 子供たちの学習進度や興味・関心等に応じた自由度の高い学習を授業全体の2割程度行うと、多くの児童生徒の学習意欲が向上し、積極的・自律的に学べる。このような学習を行うことで、教師の意識も変わり、残りの通常授業の教材や指導方法にも影響がある。なお、この割合を増やしすぎると子供も疲れるため、どのような割合にするかは研究が必要。（再掲）
- 優れた取組をモデル化していくことは意義深い。先行事例をモデル化し、他の地域でも取り組み、各取組地域が連携し、困難を共有しつつ展開していくということも考えられる。
- オンラインも活用した教材づくりや、体制の在り方も含めて、モデル化を行っていくことは重要。